日産婦医会発第 61 号
2024 年 5 月 24 日

都道府県産婦人科医会会長　殿

日本産婦人科医会
会長　　石渡　勇

母体保護法施行規則別記様式第 13 号（２）に定める
人工妊娠中絶実施報告票の改正について(再周知)

母体保護法第 25 条に基づく人工妊娠中絶の届出につきましては、同規則別記様式第 13 号（２）に定める人工妊娠中絶実施報告票により届出することとなっております。

昨年の同規則の改正により「人工妊娠中絶薬の投与の有無」の欄が設けられましたので、こども家庭庁成育局母子保健課から別添のとおり人工妊娠中絶実施報告票の改正につきまして、再周知の依頼がありました。再周知の背景としては、古い様式により報告されたために、人工妊娠中絶薬の使用有無が把握できない事例について、自治体からこども家庭庁への情報提供によるものです。

貴会会員への周知につきまして、よろしくお取り計らい願います。

添付資料

・【事務連絡】母体保護法施行規則別記様式第 13 号（２）に定める人工妊娠中絶実施報告票の改正について（再周知）_関係団体宛
・別添資料 こ成母第 51 号 令和 5 年 4 月 28 日
・別記様式第 13 号（２）人工妊娠中絶実施報告票